

川崎市指令環廃 第13号

許可番号 第05720004159号

産業廃棄物処分業許可証

住所 福島県いわき市錦町四反田30番地

氏名 株式会社 クレハ環境

代表取締役 並川 昌弘 様

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和7年4月30日

川崎市長

福田 紀彦 印

許可の年月日

令和7年5月1日

許可の有効期限

令和14年4月30日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎・焼却、脱水・焼却、破碎・焼却）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎に係るもの

- (ア) 金属くず、(イ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
(ウ) がれき類 以上3種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 焼却に係るもの

- (ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃酸、(エ) 廃アルカリ、
(オ) 廃プラスチック類、(カ) 紙くず、(キ) 木くず、(ク) 繊維くず、
(ケ) 動植物性残渣、(コ) ゴムくず、(サ) 金属くず、
(シ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、(ス) がれき類、
(セ) 動物の死体、(ソ) 動物系固形不要物

以上15種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 脱水・焼却に係るもの

- (ア) 汚泥 以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

エ 破碎・焼却に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、
(オ) ゴムくず、(カ) 金属くず、(キ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
(ク) がれき類 以上8種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 制限

焼却に係る産業廃棄物のうち、焼却施設No.2で処理するものは、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず及びがれき類に限る。

2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）

別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和7年5月1日

更新許可

令和7年5月1日

優良認定

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

【注意】
この許可証（写）は許可内容の開示及び
契約書添付を目的とし、
その他の用途による使用は無効とする。

別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種別及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (破碎施設) (設置年月日 平成13年 3 月 23 日) (許可年月日 平成11年 2 月 26 日) (許可番号 第1069号)	136 t / 日 (混合破碎) 71.2 t / 日 (廃プラスチック類) 276.8 t / 日 (木くず) 783.2 t / 日 (がれき類)	川崎市川崎区千鳥町 9番6ほか (24507.27 m ²)
イ 焼却施設 (焼却施設 No. 1) (設置年月日 平成13年 3 月 23 日) (許可年月日 平成11年 2 月 26 日) (許可番号 第1067号)	140 t / 日 (混合焼却) 112 m ³ / 日 (汚泥) 150 m ³ / 日 (廃油) 80 t / 日 (廃プラスチック類) 230 t / 日 (その他の産業廃棄物)	
ウ 焼却施設 (焼却施設 No. 2) (設置年月日 平成13年 3 月 23 日) (許可年月日 平成11年 2 月 26 日) (許可番号 第1068号)	70 t / 日 (混合焼却) 48 m ³ / 日 (汚泥) 75 m ³ / 日 (廃油) 40 t / 日 (廃プラスチック類) 115 t / 日 (その他の産業廃棄物)	
エ 脱水施設 (脱水施設) (設置年月日 平成13年 3 月 23 日) (許可年月日 平成11年 2 月 26 日) (許可番号 第1070号)	51.8 m ³ / 日 (汚泥)	

(2) 施設の種別及び能力

施設の種別	処理能力	備考
破碎施設一式	136 t / 日	破碎施設
焼却施設一式	210 t / 日	焼却施設 No. 1、No. 2
脱水・焼却施設一式	51.8 m ³ / 日	脱水施設、焼却施設 No. 1、No. 2
破碎・焼却施設一式	136 t / 日	破碎施設、焼却施設 No. 1、No. 2